

令和3年6月15日

電力・ガス取引監視等委員会

ガスの特別な事後監視について(令和2年度第4四半期)

(趣旨)

ガスシステム改革小委員会において、経過措置料金規制が課されない、又は経過措置料金規制が解除されたガス小売事業者のうち、旧供給区域等における都市ガス(又は簡易ガス)の利用率が50%を超える事業者については、「特別な事後監視」として、ガス小売料金の合理的でない値上げが行われないう、当該旧供給区域の料金水準(標準家庭における1ヶ月のガス使用量を前提としたガス料金)を、3年間監視することとされています。

令和3年1月から3月を対象とした「特別な事後監視」の結果について公表します。

1. 調査の概要

(1) 対象事業者・供給区域等

- 旧簡易ガス事業者: 145事業者 348供給地点群

(2) 事業者からの報告事項

対象となる事業者から令和3年1月から3月までの期間(以下、「対象期間」という。)の以下の情報を収集した。

- 標準家庭における1ヶ月のガス使用量及び当該ガス使用量を前提として算定したガス料金(月次)(以下、標準料金)
- 原料費調整額(月次)
- 家庭用におけるガス販売量及び販売額(月次)

2. 調査結果

対象期間における標準料金の前月との比較や、ガス販売量及び販売額に基づく各月販売単価の前年同月との比較を行い、検証・確認を行った結果、値上げが行われた事実は認められなかった。

(本発表資料のお問い合わせ先)

電力・ガス取引監視等委員会事務局

取引監視課長: 遠藤

担当者: 宮嶋、中橋、新井、齋藤

電話: 03-3501-1552(直通)